

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282(22)4131

年金の種類

公的年金は、国内に住所を有するすべての人が加入を義務付けられています。年金制度は以下の3種類があり、その人の働き方により加入する年金が決まっています。

- ・国民年金 国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人
- ・厚生年金 厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務するすべての人
- ・共済年金 公務員・私立学校教職員等

国民年金

老齢、障がい、死亡により基礎年金を受け取ることができます。国民年金には、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の3種類があり、保険料の納付方法が異なります。

第1号被保険者

■**対象者** 農業等に従事している方、自営業の方、学生、無職の方など

■**納付方法** 納付書、または口座振替などにより自分で納めます。(経済的理由等により納められないときは、免除や納付猶予の制度があります)

第2号被保険者

■**対象者** 厚生年金保険の適用を受けている会社に勤務する方は、自動的に国民年金にも加入します。(65歳以上で老齢年金を受ける方を除きます)

■**納付方法** 国民年金保険料は、厚生年金保険料に含まれています。そのため、厚生年金を給与から天引きされている方は、自動的に国民年金保険料の納付をしていることとなります。

第3号被保険者

■**対象者** 第2号被保険者の配偶者で20歳以上60歳未満の方が対象です。ただし、年間収入が130万円以上で、健康保険の被扶養者になれない方は、第3号被保険者とはならず、第1号被保険者となりますので、自分で保険料を納める必要があります。ご注意ください。

■**納付方法** 国民年金保険料は、配偶者が加入する年金により一括負担します。

厚生年金 厚生年金保険に加入している方は、厚生年金保険の制度を通じて国民年金に加入する第2号被保険者に分類され、国民年金の給付である基礎年金に加えて、厚生年金をうけることとなります。

共済年金 共済(組合)制度は、国家公務員、地方公務員や私立学校の教職員などとして常時勤務する人が組合員として加入する制度です。共済制度には短期給付と長期給付があり、短期給付は健康保険と同様の給付を行い、長期給付は年金と同様の給付を行います。

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定以下の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されます。施行は10月1日からで、事務手続きは日本年金機構が行います。

なお、給付金の支給にあたり、日本年金機構や市役所が銀行の口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。不審な電話にご注意ください。

■対象者

老齢年金 以下のすべてに該当する方

- ・65歳以上の受給者
- ・世帯全員が市民税非課税
- ・前年の年金とその他所得額の合計が約88万円以下

障がい基礎年金・遺族基礎年金

前年の所得が約462万円以下の方

■請求方法

4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、9月上旬以降、日本年金機構から案内が届きますので、請求書に記入し、提出してください

4月2日以降に年金を受給し始めた方

年金の請求手続きと合わせて、年金事務所か市役所で手続きをしてください

■問い合わせ先

給付金専用ダイヤル

☎0570(05)4092

